

**一般財団法人 増屋記念基礎研究振興財団**  
**平成 29 年度研究助成募集要項**

1. 目 的

未開拓の研究分野に、独創性を持って、人類の豊かな発展に役立つ工学の基礎研究を志す個人、団体を支援することにより、社会の繁栄に寄与することを目的とします。

2. 助成対象とする分野

工学に関する研究に対して、次の助成を行います。

- (1) 基礎研究に関する研究開発に対する助成
- (2) 基礎研究に関する学会・研究会などに対する助成
- (3) 国内の研究機関に所属する研究者(国籍不問)に対する助成
- (4) その他上記の目的を達成するため必要な事業

3. 助成対象

関西 2 府 4 県の大学、その他研究機関に在職し、主たる仕事が研究職として研究活動に従事している研究者（大学院生、専攻科生等は対象となりません）とします。

4. 助成額及び助成対象期間

助成額・件数 …………… 1 件当たり 100 万円を上限とし、数件。

※申請金額を減額して助成する場合があります。

助成対象期間 …………… 平成 29 年 4 月 1 日から 1 年間。

5. 応募手続

- (1) 応募方法 …………… 当財団所定の申請書を使用し、必要事項を記載し、捺印のうえ、事務局宛に郵送で 2 部ご送付ください。応募書類は返却しませんのであらかじめご了承ください。なお、同一年における申請は、1 申請者につき 1 件とします。

\* 書類に不備があるものについては、審査の対象としません。

- (2) 応募期間 …………… 平成 29 年 2 月 1 日（水）～平成 29 年 3 月 31 日（金）  
(期日厳守・当日消印有効)

6. 選考及び助成の決定

当財団の選考委員会において審査し、理事会が決定します。採否は、平成 29 年 4 月末までに郵送で通知します。

#### ※助成金の取り扱いについて

当財団の助成趣旨に従い、助成金は採択者の本人名義の口座へ直接お振込みします。国立大学法人等に所属する教員個人に助成金等が供与された場合に、助成等の趣旨が当該教員の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、奨学寄付金としてこれを改めて国立大学法人等に寄附することを求められる場合もあります。その際は、採択者ご本人の責任により移動をお願いします。（所属機関への直接振込は行いません。）

また 当財団は、国立大学法人等に対し書面をもって「助成金に対する間接経費の免除依頼」を行います。

#### 7. 研究報告等

助成金を受けた研究者は、研究終了後 2 ヶ月以内に、所定の実施報告書を提出してください。なお、提出していただいた研究報告は、ホームページ等により公開しますのでご承知ください。

#### 8. その他

申請内容に大幅な変更が生じた場合や、研究を中止した場合、虚偽の報告、必要な書類が提出されなかったなどの場合には、助成金の交付取り消し、または既に交付した助成金の一部もしくは全額の返還を求めることがあります。

#### 〈応募先〉

助成金交付申請書は、2 通を下記住所の当財団の助成金受付係まで郵送にて提出してください。

住所：〒538-0041 大阪市鶴見区今津北三丁目 4 番 27 号

一般財団法人 増屋記念基礎研究振興財団 助成金受付係